



〈PROFILE〉 平井繁利(ひらい しげとし)

1952年11月3日岐阜県生まれ岐阜市在住、同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了。社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業体質にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究家として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判例や労働契約法まで研究領域を広げている。

〈現在〉岐阜商工会議所労務顧問、ヒライ労働コンサルタント代表、関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属

相談事例

Y社セクハラ事件

その2

この事件では、宴会の席でX1に対する行為以外にどのような行為があり、宴会はどのような雰囲気の中で行われ、宴会後にはどのような事情があったのでしょうか。

争点①被告ら3名の不法行為の成否について(1月号の続き)

(イ)原告X2に対する行為

被告Y1は、原告X2(昭和30年〇月〇日生)に対し、背後から原告X2の脇腹を掴んで握りしめ、さらに正面に回って同じように原告X2の脇腹を両手で掴んで：

(ウ)被告Y1は、原告X3(昭和35年〇月〇日生)に対し、身体の前横に水平に伸ばした自身の左腕を、原告X3の顎の下、胸の上付近を目掛けて打ち付けて、原告X3をその場に転倒させた。

(エ)被告Y1は、原告X4(昭和35年〇月〇日生)に対し：

(オ)被告Y1は、原告X5(昭和40年〇月〇日生)に対し：

(カ)被告Y1は、原告X6(昭和30年〇月〇日生)に対し：

(キ)被告Y1は、原告X7(昭和48年〇月〇日生)に対し：

忘年会の全体の雰囲気

被告Y1は、原告らに対する上記行為の他にも、本件忘年会に参加していた被告会社三次営業所の女性職員に対し、抱き付く、肩を抱き寄せる、カニばさみをする、首を絞めるなどを行い、女性職員の身体を触っていた。また、Y1は、これらの行為を行いがら、その状況の写真を撮らせていた。その際、被告Y1は、「早う写真撮れ。」「Vサインしろ。」等と大声で言っていた。

当時被告会社従業員であったAは、被告Y1が自己に對しいわゆるカニばさみをしたことをきっかけに、被告Y1に対して抗議を行ったところ、被告Y1から叱責され、泣き出してしまった。Aの他にもBなど数名は、被告ら3名を嫌がっており、明らかに避けようとしていた。

一方で、原告らが被告Y1を床に押し倒し、被告Y1の上に乗りかかるといったこともあった。

忘年会後の事情

本件忘年会に出席していたF及び被告Y2は、原告X2、原告X6、原告X4及び原告X5らに強く2次会のカラオケに誘われた。そこでも、セクハラであるとの申出はなかった。

本件忘年会での出来事について具体的な申し出がなされたのは、平成14年3月29日、CとDが、Eと原告X6と、Hホテルにおいて面談したときが初めてであり、それまでセクハラであるとの申し出や指摘はなかった。

平成14年5月9日以降に行われた事情聴取の結果では「本件忘年会は騒ぎすぎ品がなく、不快に思った。」との意見が多かった一方で、「被告Y1らの行為は、宴会を盛り上げようとして行ったものであり、セクハラではない。」との意見や「被告Y1が赴任する前から、同営業所の宴会は騒ぎすぎで、原告らが中心となって悪ふざけ的行為をしていた。本件忘年会でも、原告らは悪ふざけ的行為をしていたし、被告ら3名の行為を受け入れて楽しんでいった。」との意見もあった。

さて、上記のような事情のもと、被告ら3名の不法行為の成否及び過失割合の可否について裁判所はどのような判断をしたのでしょうか。

(以下3月号に続く)